

17 国民健康保険に対する国庫負担の更なる拡充について

(厚生労働省関係)

要望内容

- 1 国保の財政基盤強化のため措置された毎年度の財政支援の確実な実施及び国保財政の悪化に対する国庫負担の更なる拡充
- 2 国保保険料の都道府県単位での統一に向けての取組に対する財政支援の重点的な配分
- 3 こども医療費補助等を地方自治体が行う場合の国保国庫負担金等の減額措置の完全廃止等

(要 旨)

1 国保の財政基盤強化のため措置された毎年度の財政支援の確実な実施及び国保財政の悪化に対する国庫負担の更なる拡充

国保は、他の医療保険制度と比較して被保険者に占める高齢者や低所得者の割合が非常に高く、各保険者は財政健全化に懸命に取り組んでいるものの、一般会計からの多額の繰入れを行っており、その財政基盤は極めて脆弱です。

平成 30 年度から、国保が都道府県単位化され、市町村は都道府県とともに、国保財政の健全化に取り組んでいるところですが、国保の財政基盤強化のため措置された毎年度 3,400 億円の財政支援は確実に実施するよう、お願いいたします。

また、団塊世代を含む高齢化の進展、超高額医薬品の保険適用等により、今後も国保財政の悪化が見込まれることから、国民皆保険を支える国保の安定的な運営のため、国庫負担の更なる拡充など必要な財政措置を行っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

2 国保保険料の都道府県単位での統一に向けての取組に対する財政支援の重点的な配分

本市においては、平成 26 年に、広島県及び県内全 23 市町の連名により、国に対して、「都道府県を単位とする国民健康保険について、一定の経過措置期間を設けた上で、同一保険料とする」ことを提言しました。

その後、平成 27 年の国保法改正により、平成 30 年度から国保の都道府県単位化が実施され、平成 28 年 4 月の国の通知において、「将来的には、都道府県での保険料水準の統一を目指し、都道府県内の各地域で提供される医療サービスの均質化や医療費適正化の取組等を進めることが求められる。」と示されています。

広島県及び県内市町は、都道府県単位化後の早い段階での国保保険料の統一を目指して、首長レベル及び担当課長レベルで協議を行っています。

国保保険料の都道府県単位での統一に向けて取り組んでいる都道府県においては、そうではない都道府県に比べて、国保保険料の変動に対する手厚い激変緩和措置が必要になることから、こうした取組を行っている都道府県内の国保に対して、財政支援を重点的に配分していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

3 こども医療費補助等を地方自治体が行う場合の国保国庫負担金等の減額措置の完全廃止等

こどもや障害者等に対する医療費補助については、全国の地方自治体が地方単独事業として実施しているところです。本来、少子化対策の一環として、また、社会的に弱い立場にある者を支援する観点から、国の施策として統一的に実施されるべきものであり、国において、統一的な医療費補助制度を創設していただくよう、お願いいたします。

また、地方単独事業に係る国保国庫負担金等の減額措置について、平成 30 年度から、未就学児までの減額措置は廃止されましたが、就学児や障害者等を対象とする全ての減額措置を廃止するよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 広島市国保への一般会計繰入（法定外）の状況

	一般会計繰入額（法定外）
27年度	21.2億円
28年度	16.6億円
29年度	9.1億円
30年度	6.7億円（決算見込）

2 広島市国保と健保組合の比較（平成27年度）

	広島市国保	健保組合
65～74歳の割合	43.1%	3.1%
1人当たり医療費	40.9万円	15.4万円

3 広島県及び県内市町における国保の県単位化に向けた協議状況

(1) 平成30年度

	開催回数	協議内容
国民健康保険広域化等 連携会議 （県、全23市町の担当課 長及び国保連）	5回	・保険料水準の統一に向けた各市 町の取組状況及び激変緩和措置 ・赤字削減・解消計画の策定 ・国保事業費納付金及び市町村 標準保険料率の算定 等
運営作業部会	2回	市町事務の効率化、標準化、広域化 の推進に向けた取組の整理 等
財務作業部会	3回	全市町が目指す水準（準統一の保険 料率）に向けた取組 等
企画作業部会	2回	医療費適正化に向けた共通事業・事 業規模の整理 等

(2) 平成 29 年度

	開催回数	協議内容
国民健康保険広域化等 連携会議 (県, 全 23 市町の担当課 長及び国保連)	8 回	・ 広島県国保運営方針の策定 ・ 国保事業費納付金及び市町村 標準保険料率の算定 ・ 各WGからのフィードバック ・ 国保県単位化に向けたスケジ ュール調整 等
保険料検討WG	5 回	納付金, 標準保険料率の算定及び 激変緩和措置の検討 等
国保運営方針検討 WG	3 回	国保事務の統一化に向けての実施 方針の検討 等
電算システム検討 WG	2 回	国保情報集約システムの運用につ いての検討 等

4 広島県内市町の医療費と保険料の格差 (平成 29 年度)

		金額	市町名	格差
1 人当たり 医療費	最高	503,764 円	大崎上島町	1.37 倍
	13 位	414,221 円	広島市	
	最小	367,342 円	福山市	
1 人当たり 保険料	最高	100,616 円	廿日市市	1.40 倍
	4 位	99,751 円	広島市	
	最小	71,688 円	神石高原町	

5 広島市国保における地方単独事業に係る国保国庫負担金等の減額状況

	27 年度	28 年度	29 年度
乳幼児等医療	35,302 千円	34,584 千円	35,971 千円
重度心身障害者等医療	464,176 千円	474,809 千円	479,235 千円
ひとり親家庭等医療	80,384 千円	74,709 千円	71,602 千円
合計	579,862 千円	584,102 千円	586,808 千円